

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年12月6日 06時20分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港第2区 能登島指向灯から真方位243° 1.5海里付近 (概位 北緯37°06.0′ 東経136°59.6′)
事故の概要	漁船第二十八榮丸 ^{きかえ} は、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八榮丸 14トン IK2-5846（漁船登録番号）、石川県漁業協同組合（船舶所有者）、個人（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 操船支援者、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：06時51分ごろ、常用薄明開始時刻：06時22分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び操船支援者ほか5人が乗り組み、主機製造会社の作業員2人を乗せ、新造後の試運転を七尾港港外で行う目的で、同港内の造船所を出航した。</p> <p>船長は、七尾港内の航行経験が1回のみであったので、航行経路について助言を得ようと、同経験が複数回ある操船支援者に本船への乗組みを依頼していた。</p> <p>船長は、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、操船支援者の助言に従いながら、手動操舵で七尾港内を北進した。</p> <p>操船支援者は、過去の経験から、七尾港第13号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷に見て通過後、港口に向けて北東進することとし、記憶を頼りに本件灯浮標の灯光（緑）を探していたところ、船首方に灯光（緑）を認め、同灯光に向かって航行を続けていたが、途中、同灯光が本件灯浮標西方沖の灯浮標のものであることが分かった。</p> <p>操船支援者は、当初の予定を変更し、本件灯浮標西方沖の灯浮標を左舷に見て北北東進後、港内北部の海域を港口に向けて北東進することとし、船長に右舵を取って北北東進するよう助言した。</p> <p>船長は、北北東進中、東方沖に本件灯浮標の灯光を視認後、操船支</p>

	<p>援者の助言に従って右舵を取り、港内北部の海域を北東進していたところ、魚群探知機の画面で水深が浅くなったことが分かり、右舵を取るなどしたものの、本船が浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が、主機を使用して離礁を試みたものの、離礁できなかったため、携帯電話で造船所に救助を依頼し、造船所の船舶で引き出された後、自力航行で造船所に戻った。</p> <p>本船は、喫水が船首約0.8m、船尾約1.9mで、GPSプロッターには本件浅所が表示されていた。</p> <p>船長は、出航前、GPSプロッター等で七尾港内の水路調査を行っており、浅所の正確な位置は確認しなかったものの、本件灯浮標を右舷に見て通過後、北東進すればよいと考えていた。</p> <p>船長は、北北東進中、東方沖に本件灯浮標の灯光を視認して不審に感じたものの、操船支援者の助言に従えば港内北部の海域を安全に航行できると思い、GPSプロッターで船位を確認せず、目視により航行を続けた。</p> <p>操船支援者は、前回七尾港内を航行したのは本事故の約1年半前で、また、港内北部の海域を航行した経験はなかったが、本件浅所の存在を知らなかったため、同海域を安全に航行できると思っていた。</p> <p>操船支援者は、自船の航海計器が故障していた際、目視で七尾港内を航行した経験があり、本船が他者所有の新造船で、GPSプロッターを操作することに遠慮があり、目視により航行を続けた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、北東進中、船長が、操船支援者の助言に従えば不慣れな海域を安全に航行できると思い、操船支援者の助言に従いながら航行を続けたことから、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>操船支援者は、本件浅所の存在を知らない状態で、目視により航行を続けたことから、本件浅所に向かって航行していることに気付かなかったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が北東進中、船長が、操船支援者の助言に従えば不慣れな海域を安全に航行できると思い、操船支援者の助言に従いながら航行を続けたため、浅所に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、不慣れな海域を操船支援者の助言を受けながら航行する場合でも、同助言だけに頼らず、継続的にGPSプロッター等で船位の確認を行い、自身の判断で操船に当たること。 ・ 操船者の支援を行う者は、過去に航行経験がある海域であっても、出航前に浅所や航路標識の位置を確認し、また、航行中は、継続的にGPSプロッター等で船位の確認を行うこと。